

○白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成元年3月31日

告示第17号

〔注〕平成18年4月から改正経過を注記した。

改正 平成2年3月31日告示第20号

平成3年3月31日告示第16号

平成5年8月10日告示第38号

平成6年9月1日告示第57号

平成11年3月12日告示第32号

平成14年3月29日告示第47号

平成16年3月24日告示第38号

平成17年3月25日告示第26号

平成18年4月28日告示第59号

平成19年4月19日告示第50号

平成20年3月3日告示第21号

平成21年2月6日告示第26号

平成23年3月29日告示第25号

平成24年3月30日告示第34号

平成25年3月24日告示第33号

平成27年3月9日告示第22号

平成30年3月30日告示第44号

平成31年4月1日告示第40号の3

令和3年3月31日告示第55号

令和3年4月1日告示第49号

令和5年3月27日告示第28号

令和8年4月1日告示第32号

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付することにより、合併処理浄化槽設置の促進を図り、もって生活排水による公共水域の水質汚濁

の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上及び放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に定める基準に適合する機能を有するものをいう。
- (2) 窒素又はリン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽（N20型・P型） 前号に規定する合併処理浄化槽のうち、放流水1リットル当たりの総窒素濃度が20ミリグラム以下又は総リン濃度が1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (3) BOD除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽（BOD型） 第1号に規定する合併処理浄化槽のうち、BODの除去率が97パーセント以上及び放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が5ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (4) 高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽（N10型） 第1号に規定する合併処理浄化槽のうち、流水1リットル当たりの総窒素濃度が10ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (5) 窒素及びリン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽（N&P型） 第1号に規定する合併処理浄化槽のうち、放流水1リットル当たりの総窒素濃度が20ミリグラム以下及び総リン濃度が1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (6) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- (7) くみ取り便所 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取り便所をいう。

(一部改正〔平成19年告示50号・23年25号・24年34号・令和3年49号〕)

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、白井市内全域とする。ただし、次に掲げる区域を除く。

(1) 下水道法第4条第1項の規定により定められた事業計画区域(下水道の整備が当分の間見込まれない区域を除く。)

(2) 建売住宅の建築を目的として宅地に転用された区域

(一部改正〔平成24年告示34号〕)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象地域内において自己の居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する併用住宅(以下「専用住宅等」という。)に第2条第1号から第3号までに規定する合併処理浄化槽(以下「合併処理浄化槽」という。)を設置する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 建物の新築又は建替えに伴い、高度処理型合併処理浄化槽を設置する者

(3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(4) 市町村税を滞納している者(次に掲げる者を除く。)

ア 市町村民税の特別徴収分について、特別徴収義務者に特別徴収されたにもかかわらず未納額がある者

イ 市町村税を分割納付している者で分割納付の納期到来分についての未納額がないもの

(一部改正〔平成18年告示59号・31年40号の3〕)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用(以下「設置費用額」という。)とし、次に掲げる額を限度額とする。

(1) 合併処理浄化槽の設置にあつては、別表第1に定める額

(2) 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換え(以下「単独処理浄化槽からの転換設置」という。)にあつては、別表第1に定める額に別表第2に定める額を加算

した額

(3) くみ取り便所から合併処理浄化槽への設置換え（以下「くみ取り便所からの転換設置」という。）にあつては、別表第1に定める額に別表第2に定める額を加算した額

(4) 窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽（N10型）の設置にあつては、前3号に定める額に20万円を加算した額

2 設置費用額が別表第1に定める額に満たないときは、当該設置費用額を補助金の額とする。

3 単独処理浄化槽若しくはくみ取り便所からの転換設置費又は配管工事費が別表第2に定める額に満たないときは、当該費用の額を補助金の額とする。

（一部改正〔平成19年告示50号・30年44号〕）

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、申請期間は、当該年度の4月1日から12月28日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 設置に係る工程表

(5) 設置に係る見積書の写し

(6) 合併処理浄化槽の構造図

(7) 合併処理浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建物の配置図

(8) 前年度の市町村税納税証明書

(9) 工事請負契約書の写し

(10) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）

(11) 小型合併浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（全浄協登録浄化槽に限る。）

(12) 既設単独処理浄化槽の現況及び転換計画を示した書類、配管図及び配管工事費の積算書（単独処理浄化槽からの転換設置の場合に限る。）

(13) 既設くみ取り便所の現況及び転換計画を示した書類、配管図及び配管工事費の積算

書（くみ取り便所からの転換設置の場合に限る。）

- (14) 浄化槽評定書の写し（第2条第2号及び第3号に規定する合併処理浄化槽に限る。）
- (15) 道路側溝等への合併処理浄化槽排水管の接続を承認する旨の書面の写し
- (16) 浄化槽設備士免状の写し
- (17) その他市長が必要と認めた書類

（一部改正〔平成19年告示50号・30年44号・31年40号の3〕）

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとし、交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、通知を受けた後に交付内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更又は中止を承認したときは、変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1箇月以内）又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で、当該浄化槽の維持管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことのできることを証明する書類）
- (2) 法第7条に規定する検査を依頼した旨を証する書面の写し（建築確認申請を伴う設置の場合は除く。）

- (3) 工事請求書又は領収書の写し
- (4) 施工状況の写真（施工状況が詳しくわかる写真〈着工前・工事中・施工後〉のほか、浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 基礎工事の状況を示す写真 据付工事の状況を示す写真 かさ上げの状況を示す写真）
- (5) 施工結果報告書
- (6) 既設単独処理浄化槽の転換結果報告書（単独処理浄化槽からの転換設置の場合に限る。）
- (7) 既設くみ取り便所の転換結果報告書（くみ取り便所からの転換設置の場合に限る。）
- (8) 許可された処分場の産業廃棄物管理票の写し（単独処理浄化槽又はくみ取り便所からの転換設置の場合であって、撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便所を処分した場合に限る。）
- (9) 法第7条に規定する検査に要する費用を納付したことを証する書面の写し
- (10) 法第10条に規定する事項を遵守する旨を誓約する書面
- (11) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあつては、法第11条に規定する検査（以下「11条検査」という。）に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターが定める千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
- (12) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあつては、11条検査の受検を契約したことを証する書面の写し

（一部改正〔平成19年告示50号・25年33号・27年22号・30年44号〕）

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があつたときは、当該補助対象者に補助金を交付する。

（一部改正〔平成24年告示34号〕）

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(状況確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を現場において確認する。

(維持管理状況報告)

第15条 補助事業者は、合併処理浄化槽の適正な維持管理状況を報告するため、補助当該年度を含む5年間、合併処理浄化槽維持管理状況報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 1年分の保守点検記録票の写し
- (2) 法第7条又は第11条の規定による水質に関する検査の結果書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認めた書類

(追加〔平成19年告示50号〕、一部改正〔平成21年告示26号〕)

附 則

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年告示第20号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年告示第16号）

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年告示第38号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の白井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成6年告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年告示第32号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第47号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第38号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第26号）

この告示は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に設置し、又は設置換えする第2条第1号から第3号までに規定する合併処理浄化槽に係る補助について適用する。

附 則（平成18年告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年告示第50号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年告示第21号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第26号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第25号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第34号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年告示第33号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、

同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

(第9条の規定の適用の特例)

- 3 平成25年度に限り、やむを得ない事情により新要綱第9条第10号に規定する書面を提出することができない場合は、11条検査の受検を契約したことを証する書面の写しの提出をもって同号の提出があったものとみなす。

附 則 (平成27年告示第22号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成30年告示第44号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第40号の3)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第55号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第28号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年告示第 3 2 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）

（全部改正〔平成 2 3 年告示 2 5 号〕、一部改正〔平成 2 4 年告示 3 4 号・3 0 年 4 4 号・令和 3 年 4 9 号・5 年 2 8 号・8 年 3 2 号〕）

人槽区分	補助金額			
	第 2 条第 2 号に規定する合併処理浄化槽	第 2 条第 3 号に規定する合併処理浄化槽	第 2 条第 4 号に規定する合併処理浄化槽	第 2 条第 5 号に規定する合併処理浄化槽
5 人槽	3 6 0, 0 0 0 円	4 8 9, 0 0 0 円	4 7 4, 0 0 0 円	6 0 0, 0 0 0 円
6 ～ 7 人槽	4 6 2, 0 0 0 円	6 5 4, 0 0 0 円	5 7 0, 0 0 0 円	7 8 0, 0 0 0 円
8 ～ 1 0 人槽	5 8 5, 0 0 0 円	9 0 3, 0 0 0 円	7 2 3, 0 0 0 円	9 6 3, 0 0 0 円

別表第 2（第 5 条第 1 項及び第 3 項関係）

（追加〔平成 3 0 年告示 4 4 号〕、一部改正〔平成 3 1 年告示 4 0 号の 3 ・ 8 年 3 2 号〕）

補助対象区分	工事区分	
	単独処理浄化槽からの転換設置	くみ取り便所からの転換設置
単独処理浄化槽及びくみ取り便所撤去費	1 8 0, 0 0 0 円	1 2 0, 0 0 0 円
配管工事費	3 3 0, 0 0 0 円	1 0 0, 0 0 0 円

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）白井市長

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 （ ）

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

合併処理浄化槽を設置したいので白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	白井市
2 交付申請額	金 円
3 住宅等所有者	
4 予定工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 添付書類	(1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項に規定する確認済書の写し (2) 設置場所の案内図 (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 (4) 設置に係る工程表 (5) 設置に係る見積書の写し (6) 合併処理浄化槽の構造図 (7) 合併処理浄化槽の設置及び敷地内排水系統を含んだ建物の配置図 (8) 前年度の市町村税納税証明書 (9) 工事請負契約書の写し (10) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票） (11) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（全浄協登録浄化槽に限る。） (12) 既設単独処理浄化槽の現況及び転換計画を示した書類、配管工事に係る施工状況の写真、配管図並びに配管工事費の積算書（単独処理浄化槽からの転換設置の場合に限る。） (13) 既設くみ取り便所の現況及び転換計画を示した書類、配管工事に係る施工状況の写真、配管図並びに配管工事費の積算書（くみ取り便所からの転換設置の場合に限る。） (14) 浄化槽評定書の写し（第2条第2号及び第3号に規定する合併処理浄化槽に限る。） (15) 道路側溝等への合併処理浄化槽排水管の接続を承認する旨の書面の写し (16) 浄化槽設備士免状の写し (17) その他市長が必要と認めた書類

会社名

連絡先 氏 名

電話番号 （ ）

第2号様式（第7条関係）

第 号

住所
氏名 様

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり決定する。

年 月 日

白井市長

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付条件等
 - (1) 事業完了予定年月日（ 年 月 日）までに完了すること。
 - (2) 補助事業者は、事業完了予定年月日までに補助事業を完了することができないときは市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに市長に報告しなければならない。

第3号様式（第7条関係）

第 号

住所
氏名 様

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

白井市長

記

(理由)

第4号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

（宛先）白井市長

補助事業者 住所
氏名 ㊟

白井市合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止

（理由）

第5号様式（第8条第2項関係）

第 号

住所
氏名 様

白井市合併処理浄化槽設置整備事業変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更することを承認する。

年 月 日

白井市長

記

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）白井市長

補助事業者 住所
氏名 印

白井市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白井市合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業着工年月日 年 月 日
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（浄化槽管理者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
 - (2) 法第7条に規定する検査を依頼した旨を証する書面の写し（建築確認申請を伴う設置の場合は除く。）
 - (3) 工事請求書又は領収書の写し
 - (4) 施工状況の写真（施工状況が詳しくわかる写真〈着工前・工事中・施工後〉のほか、浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真、基礎工事の状況を示す写真、据付工事の状況を示す写真、かさ上げの状況を示す写真）
 - (5) 施工結果報告書
 - (6) 既設単独処理浄化槽の転換結果報告書（単独処理浄化槽からの転換設置の場合に限る。）
 - (7) 既設くみ取り便所の転換結果報告書（くみ取り便所からの転換設置の場合に限る。）
 - (8) 許可された処分場の産業廃棄物管理票の写し（単独処理浄化槽又はくみ取り便所からの転換設置の場合であつて、撤去した単独処理浄化槽又はくみ取り便所を処分した場合に限る。）
 - (9) 法第7条に規定する検査に要する費用を納付したことを証する書面の写し
 - (10) 法第10条に規定する事項を遵守する旨を誓約する書面
 - (11) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあつては、法第11条に規定する検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
 - (12) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあつては、11条検査の受検を契約したことを証する書面の写し

第7号様式（第10条関係）

第 号

補助事業者 住所
氏名 様

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり確定したので通知する。

年 月 日

白井市長 印

記

金 円

第8号様式(第11条関係)

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 白井市長

補助事業者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で確定のあった白井市合併処理浄化
槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行名

口座番号

(ふりがな)

名義人

第9号様式（第15条関係）

白井市合併処理浄化槽維持管理状況報告書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

氏 名

電 話

白井市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

設 置 場 所	
添 付 書 類	(1) 1年分の保守点検記録票の写し (2) 法第7条又は第11条の規定による水質に関する検査の結果書の写し (3) その他市長が特に必要と認めた書類

別記第1号様式（第6条関係）

（一部改正〔平成19年告示50号・25年33号・30年44号・令和3年55号〕）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条第1項関係）

（一部改正〔平成25年告示33号〕）

第5号様式（第8条第2項関係）

第6号様式（第9条関係）

（一部改正〔平成19年告示50号・25年33号・27年22号・30年44号〕）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第11条関係）

（一部改正〔平成25年告示33号・令和3年55号〕）

第9号様式（第15条関係）

（追加〔平成19年告示50号〕、一部改正〔平成25年告示33号〕）